

## 「スペインとカタルーニャ

### ——近代国家像の模索」

#### はじめに

1978年制定の現行スペイン憲法では、カタルーニャやバスク地方は「民族体 *nacionalidad*」とされ、それらの地方言語は「豊かな言語様態」の表れとして「特別の尊重および保護の対象」となると謳われている。しかし、2006年のカタルーニャ州新自治憲章が、その前文でカタルーニャを「ネーション *nación*」と位置づけたことは、他地域からさまざまな反発を招いた。とくに、カタルーニャ州内にも一定の支持をもつ国民党が新自治憲章の違憲性を憲法裁判所に訴えたことから、国家と歴史的地域（民族体）の関係、そして「ネーション」をどう理解すべきかをめぐって、国内は大きく揺らいでいる。

本講演は6月6日であったが、6月28日に憲法裁判所が新自治憲章の一部を違憲とする判決を下して、「ネーション」の問題はさらに複雑な状況を呈している。そこで以下は、当日の講演内容の範囲を越えて、スペインにおけるカタルーニャの位置についての歴史的考察を行ないたい。

#### (1) スペイン自由主義国家形成とカタルーニャ

通常、近代国民国家にあつては、王政か共和政か、中央集権的体制か地方分権的体制かが問われるが、スペインでは近代国家と、カスティーリャとは異なる言語・文化・慣習をもつカタルーニャ、バスク地方、ガリシアなどの諸地域との関係が複雑な様相を呈してきた。というのも、一つには、構築されるべき国民国家が、地主貴族、教会、軍隊といった伝統的な諸勢力に依拠していたため、寡頭支配的色合いが濃かったためであり、さらには、スペイン工業化の牽引役となったのが周辺諸地域であり、これらの地域ではマドリードを中心とする中央集権的な国民化（カスティーリャ語による学校教育などを通じたスペイン「ネーション」の形成）への反発が高まったからである。

なかでもカタルーニャは18世紀初めまで独立の国（スペイン王国のなかの公国）をなして

いたこともあつて、旧体制の廃棄から自由主義国家形成・確立の過程のなかで独自性を強めていった。当初は「小さな諸ネーションから偉大なネーションがつくられる」とか、「地方語は放棄する必要がある」とか述べられたように、新たなスペイン国家建設に期待を寄せる声も強かったが、産業化の進展に伴って力を強めたカタルーニャ・ブルジョワジーは、旧来の諸勢力が影響をもつマドリード政府の施策に不満を抱き、「カタルーニャは我われの祖国（パトリア）である」と述べるなど、同地方の固有性を「地方主義」として表明するに至った。これと並行して、カタルーニャの言語=文化の復興を目差した文化的カタルーニャ主義が台頭し、保守層の「ラナシェンサ（ルネサンス）」運動に加えて、民衆演劇や民衆合唱協会の結成などが盛んになっていった。

#### (2) 政治的カタルーニャ主義の形成と展開

連邦主義的にスペイン国家を再編しようとした第一共和国の失敗を経て、カタルーニャ主義ははっきりと政治的色彩を帯びるようになった。だが、アルミライのような非カトリック的急進主義から、トラス・イ・バジャスのカトリック的地域主義まで、その隔たりは大きかった。しかしプラット・ダ・ラ・リバは、穏健な保守層やブルジョワジーを巧みに結集して地域主義連盟を組織し、20世紀初めの保守的カタルーニャ主義を主導した。1916年にカタルーニャ4県連合体がつくられると、彼は最初の議長となった。

しかしブルジョワジーと無政府主義的傾向の強い労働者たちの軋轢は第一次大戦を経て一挙に高まり、階級的利益を優先する保守層はブリモ・デ・リベラ独裁を許してしまう。この独裁は労働運動を弾圧しただけでなく、カタルーニャの文化的表明を分離主義として弾圧した。以後、独裁への抵抗とカタルーニャ独自性の主張が結びつき、左派カタルーニャ主義が地歩を固めていく。こうして第二共和国が誕生すると、ERC（カタルーニャ共和主義左翼）が政治的主導権を握ることになった。

#### (3) フランコ体制とカタルーニャの抵抗

1932年、第二共和国の時代にカタルーニャは自治憲章を手に入れて「スペイン国家内の自治地域」となった。しかし前年に住民投票で承認された憲章案では「自治国」と規定され、より

独自色の強いものであった。いずれにしろその後のスペイン内戦とフランコ独裁の誕生によってカタルーニャ自治は否定され、カタルーニャの言語=文化は厳しい抑圧の下に置かれた。もっとも、ナショナルカトリシズムを標榜するフランコ体制は、カタルーニャ教会および教会関連組織の文化的動きは許容せざるを得なかった。そうした動きのなかからカタルーニャ語復権運動が新たに起こっていることに注目したい。

1975年にフランコが死去してスペインは民主化への道を歩むが、当面の課題は「民主主義、政治的恩赦、自治」であった。1978年憲法はスペイン民主主義の道程にきわめて重要な意味をもつが、そこでは「ネーション」とはもっぱらスペインを指すものであった。カタルーニャやバスク地方を「民族体」としたのは、国家と地域の関係をめぐる左右諸党派の、この時点での妥協の産物であった。カタルーニャは1979年に自治憲章を手に入れて、他地域に先駆けて自治州となっている。以後、スペインは「民主主義への移行」に成功し、EU加盟も果たして西欧民主主義国家のひとつに変容するが、この過程で実現した17自治州からなる「自治州国家 Estado de las autonomías」体制がはっきりと定着していると言うのは早計である。

#### (4) カタルーニャをめぐる最近の動き

フランコ体制下の言語=文化の弾圧と、50年代末から70年代初めにかけての域外からの人口流入によって、カタルーニャの非カタルーニャ語話者は4割にのぼっていた。したがって自治州政府が緊急の課題としたのは「言語正常化政策」によってカタルーニャ語を住民の第一言語に回復することであった。教育現場での「カタルーニャ語漬け」は一部に軋轢を生んだものの、カタルーニャの言語=文化の一体化を強く推し進めるのに成功した。次に大きな課題となったのは財政的独立性の回復で、国会でキャスティングボートを握ることで中央政府から一定の譲歩を引き出した。そのうえで2006年、新たな自治憲章の制定に漕ぎ着けたが、カタルーニャを「ネーション」と規定するのは、法的有効性をもたないとされる憲章「前文」のみに止められた。

しかし2010年6月28日に出された憲法裁判所の判決は、現行憲法に基づいて、カタルーニ

ャ語の使用、財政・司法・域内行政の独自性などの強化を目差した14条項を違憲とした。これに対してカタルーニャの諸政党・市民団体は、現行憲法の字義通りの解釈であり現実の政治社会状況を汲んでいないと猛反発している。7月10日にはバルセロナで、警察発表でも110万人という大規模な抗議デモが組織され、いまや現行憲法を金科玉条とすることはむずかしい状況となっている。スペインは、「自治州国家体制」に固執するのか、それとも「ネーション」を志向する諸地域を包みこむ「非対称連邦制 asymmetrical federalism」へ向かうのか、大きな岐路に立たされている。

